

## 郵便法の一部を改正する法律

(平成一七年十一月七日法律第一二一号)

### 一、提案理由(平成一七年一〇月一三日・参議院総務委員会)

国務大臣(麻生太郎君) 郵便法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

この法律案は、二〇〇四年十月五日にブカレストで署名された万国郵便条約の締結に伴い、郵便料金計器の印影の偽造等の処罰に関する規定の整備を行うものであります。

次に、法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

この法律は、郵便法第八十四条の「切手類を偽造する等の罪」の処罰の対象に郵便料金計器の印影の偽造等を追加するほか、所要の規定を整備するものであります。

なお、この法律は、二〇〇四年十月五日にブカレストで署名された万国郵便条約が日本国について効力を生ずる日から施行することといたしております。

以上がこの法律案の提案理由及び概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

### 二、参議院総務委員長報告(平成一七年一〇月一九日)

木村仁君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、二〇〇四年十月五日にブカレストで署名された万国郵便条約において、郵便切手の偽造等に係る処罰規定が強化されたことに伴い、郵便料金計器の印影その他郵便に関する料金を表す印影の偽造等の処罰に関する規定の整備を行おうとするものであります。

委員会におきましては、万国郵便条約の履行義務と郵政民営化との関係、万国郵便連合への我が国の貢献、諸外国における郵便切手の偽造等の状況、万国郵便条約との関係で法改正を必要とする具体的理由、その他当面の諸課題について質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

### 三、衆議院総務委員長報告(平成一七年一〇月二八日)

実川幸夫君 ただいま議題となりました郵便法の一部を改正する法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、二〇〇四年十月五日にブカレストで署名された万国郵便条約の締結に伴い、郵便法第八十四条の切手類を偽造する等の罪の処罰の対象に郵便料金計器の印影の偽造等を追加するものであります。

本案は、参議院先議に係るもので、十月二十日本委員会に付託され、二十一日麻生総務大臣から提案理由の説明を聴取し、二十五日質疑を行い、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。